

三原市都市計画マスタープラン策定委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 三原市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に当たり、公正かつ専門的な意見を踏まえ、総合的・体系的な計画づくりを行うため、三原市都市計画審議会(以下「審議会」という。)に三原市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、都市計画マスタープランに関する事項について調査審議し、案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、審議会委員の学識経験のある者の中から審議会会長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、必要に応じて、関係のある委員だけで開くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させることができる。

(報告)

第5条 委員会で審議した事項について、委員長は、審議会に報告する。

(委員会の廃止)

第6条 委員会は、都市計画マスタープランが策定されたとき、廃止するものとする。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の事務局は、都市政策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 28 日から施行する。

別表 三原市都市計画マスタープラン策定委員会の構成

| | | |
|-------|----------|-----|
| 審議会委員 | 学識経験のある者 | 4人 |
| 審議会委員 | 市議会の議員 | 2人 |
| 審議会委員 | 市の住民 | 2人 |
| 臨時委員 | 学識経験者 | 2人 |
| 臨時委員 | 各種団体 | 2人 |
| 臨時委員 | 公募市民 | 3人 |
| 合計 | | 15人 |